

# 婚姻届に伴うお手続き

大洲市に住所がある方の主な手続きのご案内です。

## ■ 住所等の変更について（本庁1F 市民課または各支所）

- ・住所や世帯主を変更される方は、別に住民異動の手続きが必要です。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

## ■ 印鑑登録をされている方（本庁1F 市民課または各支所）

- ・婚姻により氏を変更された場合、印鑑登録証が使用できなくなる場合があります。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

## ■ マイナンバーカード・住民基本台帳カードをお持ちの方（本庁1F 市民課または各支所）

- ・婚姻により氏を変更された場合、または市内間で住所変更された場合は券面記載事項変更の手続きが必要です。

<必要なもの>

- ・マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード
- ・暗証番号

## ■ 健康保険について（本庁1F 市民課または各支所、各勤務先） ※保険者は健康保険証の表紙に記載しています。

- ・結婚を機に退職された場合、配偶者の被扶養者として同じ保険に入る、または失業保険等の給付を受けて国民健康保険に加入する、または社会保険等の任意継続保険（退職後2年間有効の健康保険）を受けるなどの手続きが必要になります。お早めに該当機関へご相談ください。

## ■ 年金の種別変更について（配偶者の勤務先）

- ・厚生年金や共済組合等に加入している方の扶養（第3号被保険者）になられた場合、届出により国民年金保険料の納付は不要となります。配偶者の勤務先へお問い合わせください。

## ■ ひとり親家庭医療について（本庁1F 市民課または各支所）

- ・資格喪失の手続きが必要です。

<必要なもの>

- ・受給者証

## ■ 児童扶養手当について（本庁1F 子育て支援課または各支所）

- ・資格喪失の手続きが必要です。詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

## ■ 児童手当について（本庁1F 子育て支援課または各支所）

- ・婚姻により氏や住所、生計を維持する程度の高い方が変更になる場合に、届出が必要となります。

<必要なもの>

- ・請求者の健康保険証
- ・請求者名義の通帳
- ・申請手続きする人の本人確認書類（マイナンバーカードなど）

## ■ 結婚新生活支援事業について（本庁5F 復興支援課）

- ・結婚に伴い同居される方（年齢等要件有）には、賃貸住宅の入居費・家賃、住宅取得等に対する補助制度がありますので、担当窓口へお問い合わせください。

裏面があります

## ■ その他の手続きについて

- ・運転免許証の書き換え、カード類、通帳の名義変更等さまざまな手続きが考えられます。事前にそれぞれの機関で手続きの方法、必要な書類等の確認をされることをおすすめします。

※記載以外の手続きが必要となる場合もありますので、あらかじめご了承ください。

ご不明な点は、お気軽に各窓口までご相談ください。

### 【問い合わせ先・受付時間】

#### 大洲市役所

本 庁 ☎ (0893) 24-2111      長浜支所 ☎ (0893) 52-1111

肱川支所 ☎ (0893) 34-2311      河辺支所 ☎ (0893) 39-2111

月曜日～金曜日（祝日を除く）午前8時30分～午後5時15分